

名古屋市市民会館及び
名古屋市音楽プラザにおける
自動販売機設置に係る
名古屋市有地及び建物の一時貸付
【一般競争入札（郵送入札）】

入 札 案 内 書

令和 7 年 12 月 1 日公告
(令和 8 年 4 月 1 日以降設置分)

名 古 屋 市

目 次



◇ 入札のあらまし	P 1
◇ 入札説明書	P 3
第1 貸付物件	P 3
第2 参加者の資格	P 4
第3 自動販売機の設置条件	P 6
第4 申込・受付	P 7
第5 入札保証金	P 8
第6 入札方法等	P 8
第7 入札金額	P 9
第8 入札	P 9
第9 開札	P 10
第10 契約の締結	P 10
第11 貸付料の納付	P 11
第12 契約保証金	P 11
第13 販売実績の報告	P 11
第14 問い合わせ先	P 11
◇ 共通仕様書	P 12～14
◇ 物件別特記仕様書	P 15～20
◇ 契約書（ひな形）	P 21～26
◇ 封筒記載例（入札参加申込書の郵送）	P 27
◇ 封筒記載例（入札書の郵送）	P 28～29

入札のあらまし

名古屋市民会館及び名古屋市音楽プラザにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付は、最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方に、名古屋市有地及び建物の一部を一定期間お貸しするものです。

入札参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、現地を必ず確認されたうえでご参加ください。また、入札参加にあたっては、入札案内書や諸規制及び現地の状況を確認してください。なお、入札は、参加資格の審査を行ったうえで、郵送による期間入札を行います。「入札のあらまし」は以下のとおりです。

入札案内書の 配布 (本案内書)	令和 7年12月 1日(月)から令和 7年12月15日(月)まで 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよくご確認ください。
------------------------	---



申込・受付	令和 7年12月 1日(月)から令和 7年12月15日(月)午後 5時まで 受付場所：名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課（中区三の丸三丁目 1 番 1号 市役所本庁舎 5階） 受付時間：午前 9時から午後 5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。） 持参又は郵送（書留または簡易書留郵便に限る。）による申込みとなります。（期間内必着）
-------	--



入札参加資格 の 審査結果通知	令和 8年 1月14日(水)までに送付 入札参加申込時に提出していただいた書類をもとに、入札参加資格の確認をします。入札参加資格を有すると認められた方には、入札参加書を送付します。また、入札保証金の要否についてもあわせて通知します。
-----------------------	---



入札書の提出	令和 8年 1月15日(木)から令和 8年 2月 2日(月)午後 5時まで 書留又は簡易書留による提出に限ります。（期間内必着） 入札書等郵送先 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課あて ※入札書（入札を委任する場合は委任状も）は、名古屋市公式ウェブサイトより書式をダウンロードしてください。必要事項を記入し郵送（書留または簡易書留郵便に限る。）してください。
--------	---



(次ページへ)

開札及び 落札者の決定	令和 8年 2月 3日（火）午前10時00分 開札場所：名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課（中区三の丸三丁目 1 番 1号 市役所本庁舎 5階） ※開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした者を落札者とし、貸付決定通知書により通知します。
----------------	---



契約の締結	契約締結期限：令和 8年 3月31日（火）午後5時 当初貸付期間：令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日 ※ただし、令和 9年 4月 1日から 1年を限度に 1年を単位として契約を更新できます。（最大 令和10年 3月31日まで）
-------	---



契約保証金及び 貸付料の納付	契約保証金を契約締結日に、貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
-------------------	---



自動販売機の設置	設置工事は、契約期間内に行ってください。令和 8年 4月 1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。更新期間を含めた期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状回復のうえご返却ください。
----------	--

入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、現地を確認されるなど、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第 1 貸付物件

1 自動販売機を設置する施設及び所在地等

物件番号	種類	施設名称 及び所在地	設置場所	設置 台数	設置可能 面積	最低貸付月額 (円)
観文 1	清涼 飲料水	名古屋市民会館 (名古屋市中区 金山一丁目 5 番 1 号)	1 階広間 a	2 (各 1)	1.60 m ²	1,800
			2 階広間 a		1.50 m ²	
観文 2			1 階広間 b	2 (各 1)	1.60 m ²	1,800
			2 階広間 b		1.50 m ²	
観文 3			1 階広間 c	2 (各 1)	1.60 m ²	1,800
			2 階広間 c		1.50 m ²	
観文 4		名古屋市音楽プラザ (名古屋市中区 金山一丁目 4 番 10 号)	2 階 エレベーターホール内	1	1.80 m ²	900
観文 5			5 階 エレベーターホール内	1	1.20 m ²	900

2 入札は物件番号ごとに行います。複数物件に入札することもできます。

3 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込み前に設置場所の確認をしてください。

4 現地説明会は行いません。入札参加希望の方は、事前に各施設に問い合わせた上で必ずご自分で現地確認を行ってください。

現地確認問い合わせ先：名古屋市民会館（052-331-2141）

名古屋市音楽プラザ（052-331-6041）

第 2 参加者の資格

1 入札参加資格

入札に参加できるのは、個人又は法人です。ただし、次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月）を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）
- (5) 公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
- (6) 公告の日から落札決定の日までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約においても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、名古屋市から愛知県警察に照会します。

このため、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職者名の情報を提出していただきます。（詳しくは「第4 申込・受付」を参照ください。）。情報の提出に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第 3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 238条の 4第 2項第 4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法（平成 3年法律第90号）の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 当初の貸付期間は、令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとし、以後令和 9年 4月 1日から 1年を限度に 1年を単位として更新できます。（最大令和10年 3月31日まで）
- (2) 更新を希望される場合は、令和 8年11月末日までに文化芸術推進課まで文書で申出を行ってください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご了承ください。

3 機器の設置

自動販売機の設置については、契約後に文化芸術推進課と調整のうえ機器を設置してください。契約開始日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額となります。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。名古屋市の施設から電気を供給する物件は、各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに名古屋市の指定する方法で全額納付してください。

6 設置機器の仕様、維持管理

仕様書をご参照ください。

7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、名古屋市の指示に従うこと。
- (4) その他契約書及び仕様書の事項を遵守すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

第 4 申込・受付

受付期間	令和 7年12月 1日（月）から 令和 7年12月15日（月）午後 5時まで
提出先	名古屋市役所 本庁舎5階 観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課 TEL 052-972-3181 郵送の場合は、下記あて先までお送りください。（期間内必着） 〔あて先〕 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課あて ※封筒（表）に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 （入札案内書の27頁に記載例があります）
必要書類等	各種様式は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (1) 入札参加申込書 1通 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通 ※どちらも発行後 3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書 1通 (4) 実績を確認できる書類（自動販売機の設置実績がある場合のみ） 1部 入札公告の日から過去 3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明するもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写しなど。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。） ※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。 (5) 返信用封筒 1通分 入札参加資格確認後、入札参加書等を送付（返信）します。封筒の表に申請者の住所・氏名（担当者あて可）を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長 3号（12cm×23.5cm）の封筒とします。
注意事項	(1) 書類の提出方法は、持参又は郵送に限ります。 (2) 郵送の場合は、書留又は簡易書留郵便により郵送してください。 (3) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申込みは無効となりますので、早めにご提出ください。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
参加資格の審査結果の通知	申込受付後、参加資格の有無について審査をし、令和 8年 1月14日（水）までに審査結果を発送します。

第 5 入札保証金

- 1 入札保証金について、名古屋市民会館は、1物件あたり 5,400円、名古屋市音楽プラザは、1物件あたり 2,700円です。お送りする入札保証金納付書に印字された金額を、入札前に納付してください。
なお、自ら管理・運営する自動販売機（入札物件と同種のもの）を設置した実績を証明するものにより、契約履行能力が確認でき、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は免除されます。
- 2 入札保証金の納付が必要な方には、入札保証金納付書をお送りしますので、納付期限までに納付してください。
- 3 入札保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に振り出された名古屋手形交換所扱い（小切手の右上に「名古屋」と印字されたもの）の自己宛小切手でなければなりません。
※名古屋手形交換所扱いの小切手であるかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。
- 4 入札保証金の納付後、入札保証金保管証書（領収書）をお渡しします。この書類は、入札保証金の還付請求される際に必要となりますので、必ず保管してください。
- 5 入札保証金は、落札者以外の方には落札者の決定後、還付します。落札者には貸付契約締結後に還付しますが、落札者が契約を締結しない場合は本市に帰属します。
- 6 複数物件に入札し、全物件落札できた場合又は一部の物件が落札できた場合、入札保証金は落札できた全物件の契約締結が完了した後に還付します。
- 7 入札保証金には利息を付けません。

第 6 入札方法等

入札方法	書留又は簡易書留郵便による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
入札期間	令和 8年 1月15日(木)から令和 8年 2月 2日（月）午後 5時まで ※上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵送先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課あて ※封筒（表）に「入札書在中」と朱書きしてください。 （入札案内書の28頁に記載例があります）

必要書類等	(1) 入札書 市公式ウェブサイトから、書式および記載例がダウンロードできます。詳しくは「第8 入札」を参照ください。必要事項を記載した入札書を中封筒に封入し、中封筒には、入札者の氏名又は名称、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日を記載してください。（入札案内書の28頁29頁に記載例があります） (2) 入札保証金保管証書のコピー（入札保証金の納付が必要な方のみ） 入札書を入れ封印した中封筒と保証金納付済通知書のコピー（入札保証金を納付した場合）を外封筒に入れ、外封筒表側には「入札書在中」と朱書きするとともに、外封筒裏側又は外封筒表側下部に入札者名を記入し、書留又は簡易書留郵便により送付してください。 (3) 委任状（代理人によって入札しようとする方に限ります） 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。市公式ウェブサイトから、書式および記載例がダウンロードできます。代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。 ※書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記(1)にある必要事項の記入がない入札は無効となりますので、ご注意ください。
-------	--

第7 入札金額

入札金額は、**貸付料の月額**を表示してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格（月額）で入札された方が落札者となります。最低貸付価格（月額）について、名古屋市民会館は、1物件あたり1,800円、名古屋市音楽プラザは、1物件あたり900円です。

第8 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。市公式ウェブサイトから、書式および記載例がダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 7 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - (2) 入札参加資格のない方のした入札
 - (3) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札

- (4) 入札保証金を納付する場合は、入札保証金が予め定めた額に満たない入札
- (5) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 記入事項を判読できない入札
- (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
- (9) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (10) 記名のない入札
- (11) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
- (12) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (13) 書留又は簡易書留によらないで郵送された入札
- (14) 入札期間及び郵送先に到達しなかった入札
- (15) 二重封筒により郵送されなかった入札
- (16) 中封筒に入札者名、住所又は所在地、入札件名、物件番号及び開札日の記載がない入札
- (17) 入札期間内に必要書類がそろわなかった入札
- (18) その他入札の条件に違反した入札

第 9 開札

日時・会場	令和 8年 2月 3日（火）午前10時00分 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所本庁舎 5階 観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課執務室内
-------	---

- 1 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札者とし、電話にてご連絡いたします。
- 2 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、抽選により落札者を決定します。抽選は、入札事務を担当しない職員が行います。
- 3 入札結果については、入札者数、落札金額及び落札者名を市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。
これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札に参加申し込みをすることができません。
- 4 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
- 5 郵送による入札のため、開札会場への入場はできません。

第 10 契約の締結

- 1 落札者には、契約書、公有財産貸付決定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は令和 8年 3月31日（火）午後 5時です。それまでに貸付契約を締結しないときは、落札者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

4 貸付契約は、入札申込者名義で行います。

第 11 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第 12 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付料の総額の 100分の10とします。
- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、**納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関**が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第 13 販売実績の報告

設置した自動販売機にかかる月別販売数及び月別販売金額について、「販売実績報告書」（市公式ウェブサイトから、書式および記載例がダウンロードできます。）により、半期ごとに名古屋市に報告していただきます。

第 14 問い合わせ先

連絡先	名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課 TEL 052-972-3181 FAX 052-972-4128
質問事項の 受付について	(1) 質問期限 令和 7年12月15日（月）午後 5時00分 (2) 受付方法 質問書（任意様式）に質問事項、部署名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載し、電子メールにより送付してください。 （送付先 a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp） (3) 回答 全ての質問に対する回答をまとめた回答書を令和 8年 1月15日（木）までに市公式ウェブサイトへ掲載します。 回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもありますので、入札書を提出する前に必ず確認してください。

※問い合わせ件数などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため一切お答えできません。

共通仕様書（清涼飲料水）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産借受人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。なお、この仕様書（共通）のほか、あわせて物件別特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、物件別特記仕様書に定める設置スペース内に設置できるものとし、1 台当たりの重量は約 600kg 以下とする。
- (2) 機種は、消費電力 10 アンペア程度以下のものとし、またヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、賃借人の負担とする。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) 電気料金を計測するための子メーターを、賃借人の負担により設置すること。
- (6) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の賃借人の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (8) 賃借人は、自動販売機を撤去したときは、賃借人の責任と負担のもとに原状回復を行い、賃貸人の確認を受けること。
- (9) 新旧 500 円玉硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できる機種とすること。
- (10) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和 8 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和 8 年 4 月 2 日以降となった場合においても賃借人は貸付料の減免または返還を求めることはできない。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒・タバコの販売を行わないこと。
- (2) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (3) 販売品目については、物件別特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定がない場合は、缶、瓶、ペットボトルなど、密閉式の容器とし、施設の汚損を防止するため、全て蓋つきの商品とすること。
- (5) 商品の具体的な構成については、物件別特記仕様書によるほか、賃貸人との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 賃貸人は、当該自動販売機及び付帯の電気設備等にかかる維持管理は一切行わず、賃借人の責任により維持管理するものとする。
- (2) 賃借人は、消耗品の補充及び商品の在庫・補充管理、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、衛生管理及び感染症対策は、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- (3) 光熱水費については、賃借人の負担とし、賃貸人が指定する期限までに全額納入すること。なお、電気料金については、賃借人が設置した子メーターの指示値により計算した使用割合に施設の電気支払料を乗じて積算した額とする。

- (4) 賃借人は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。
また、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、賃貸人の指示に従うこと。
- (5) 賃借人は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (6) 賃借人は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、賃借人の責任において対応すること。
- (8) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、賃貸人の責に帰さない事由による場合は、賃借人が補償すること。
- (9) 賃借人は、機種の変換を行う場合は、予め賃貸人に申し出たうえで、賃貸人の承諾を受けなければならない。
- (10) 賃貸人は、賃貸人の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、賃借人は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は賃借人が負担すること。
- (11) 賃借人は、賃貸人が公共上の理由により自動販売機の移転を求めたときは、求めに応じて移動するものとする。

4 その他

- (1) 賃借人は、賃貸人に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。
- (2) 賃借人は、賃貸人に、設置した自動販売機にかかる月別販売数量及び月別販売金額について、賃貸人が別に定める様式により報告すること。
- (3) この仕様書、物件別特記仕様書及び公有財産一時使用契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度賃貸人と賃借人で協議のうえ定めるものとする。
- (4) 本仕様書に関しては、別添の「妨害又は不当要求に対する届出義務」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」の適用があるものとする。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

障害者差別解消に関する特記仕様書

（対応要領に沿った対応）

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）

- 第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

物件別特記仕様書（物件番号：観文1、観文2、観文3）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1 施設名称

名古屋市民会館（Niterra日本特殊陶業市民会館）

所在地：名古屋市中区金山一丁目 5番 1号

2 設置場所及び台数

物件番号	設置場所	設置可能範囲	設置台数	設置台数計
観文 1	1階広間 a	1.60㎡ (幅1.6m×奥行1m)	1台	2台
	2階広間 a	1.50㎡ (幅1.5m×奥行1m)	1台	
観文 2	1階広間 b	1.60㎡ (幅1.6m×奥行1m)	1台	2台
	2階広間 b	1.50㎡ (幅1.5m×奥行1m)	1台	
観文 3	1階広間 c	1.60㎡ (幅1.6m×奥行1m)	1台	2台
	2階広間 c	1.50㎡ (幅1.5m×奥行1m)	1台	

※詳細は、＜設置箇所詳細図＞をご参照ください。

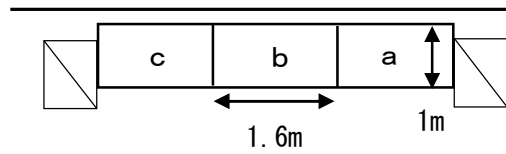
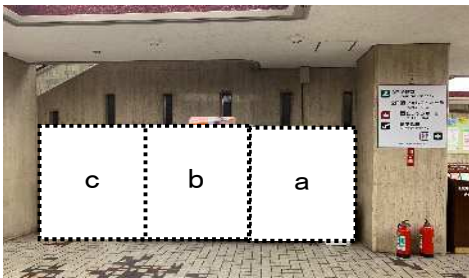
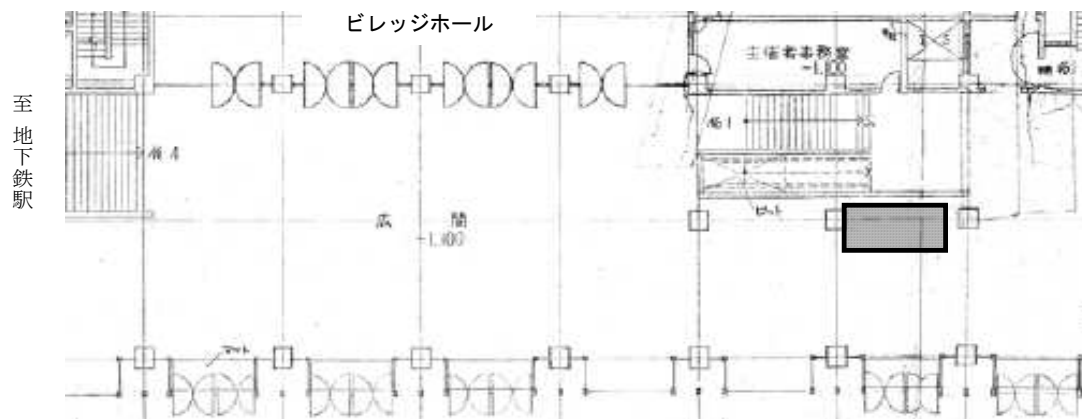
※既存の自動販売機からの交代設置です。

＜現地案内図＞

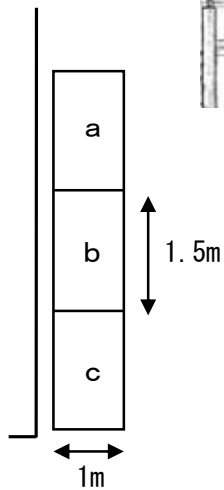
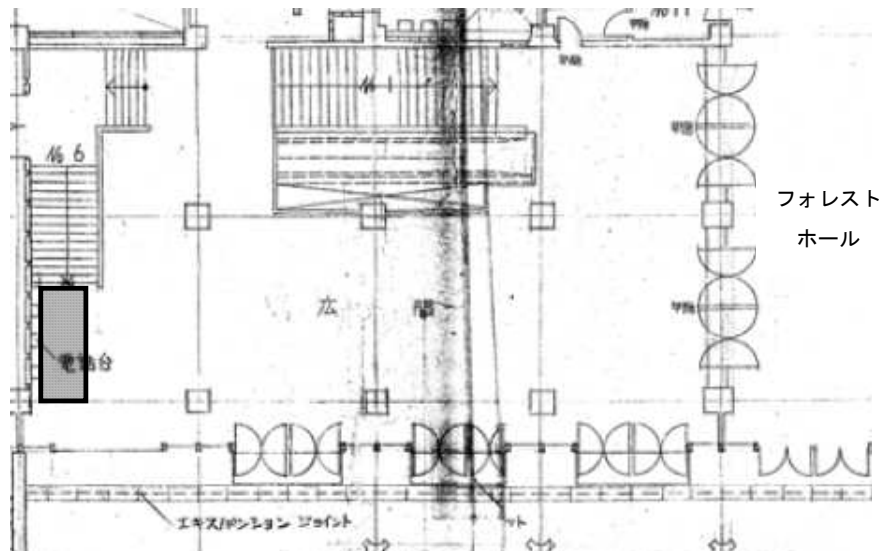


<設置箇所詳細図>

1階 広間



2階 広間



3 特記仕様

- (1) 電気工事については、既に自動販売機設置予定場所付近にコンセントが設置してありますので、設置事業者において電気工事を負担していただく必要はありません。
- (2) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和 8 年 4 月 1 日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和 8 年 4 月 2 日以降となった場合においても賃借人は貸付料の減免または返還を求めることはできません。
- (3) 電気料金を計測するための子メーターについては、確認のしやすい場所に設置してください。
- (4) 電子マネーによる決済については、名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカの電子マネーに対応することも可能とする。この場合、電子マネー対応に伴う機器の費用及び契約にかかる諸費用等は、すべて賃借人の負担とします。
- (5) 広間にエレベーターが設置されていないため、商品等の補充は階段を使用してください。

4 契約担当課

名古屋市役所観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課（TEL 052-972-3181）

5 参考

令和 6 年 4 月から令和 7 年 9 月の自動販売機の販売実績（設置者申告数）

（単位：本）

	1階広間 a	1階広間 b	1階広間 c	2階広間 a	2階広間 b	2階広間 c
令和 6 年 4 月	730	511	1,315	356	359	645
令和 6 年 5 月	582	382	1,384	230	211	550
令和 6 年 6 月	689	766	1,768	329	219	833
令和 6 年 7 月	1,085	1,184	2,081	819	724	1,229
令和 6 年 8 月	709	535	1,382	463	315	888
令和 6 年 9 月	940	1,030	1,787	378	377	862
令和 6 年 10 月	636	686	1,594	390	341	603
令和 6 年 11 月	718	619	1,438	365	426	766
令和 6 年 12 月	539	504	1,452	329	489	742
令和 7 年 1 月	435	203	1,135	169	146	702
令和 7 年 2 月	402	184	905	320	225	404
令和 7 年 3 月	336	566	1,482	334	317	950
令和 7 年 4 月	791	583	1,336	449	500	741
令和 7 年 5 月	819	640	1,573	385	340	853
令和 7 年 6 月	645	533	1,711	360	561	899
令和 7 年 7 月	1,785	1,287	2,238	967	793	1,066
令和 7 年 8 月	1,092	798	1,827	568	564	972
令和 7 年 9 月	879	644	1,794	389	357	821

物件別特記仕様書（物件番号：観文4、観文5）

名古屋市を賃貸人とし、公有財産賃借人（自動販売機設置事業者）を賃借人とする。

1 施設名称

名古屋市音楽プラザ

所在地：名古屋市中区金山一丁目 4番10号

2 設置場所及び台数

物件番号	設置場所	設置可能範囲	設置台数
観文 4	2階エレベーター ホール内	1.80㎡ (幅2.4m×奥行0.75m)	1台
観文 5	5階エレベーター ホール内	1.20㎡ (幅1.6m×奥行0.75m)	1台

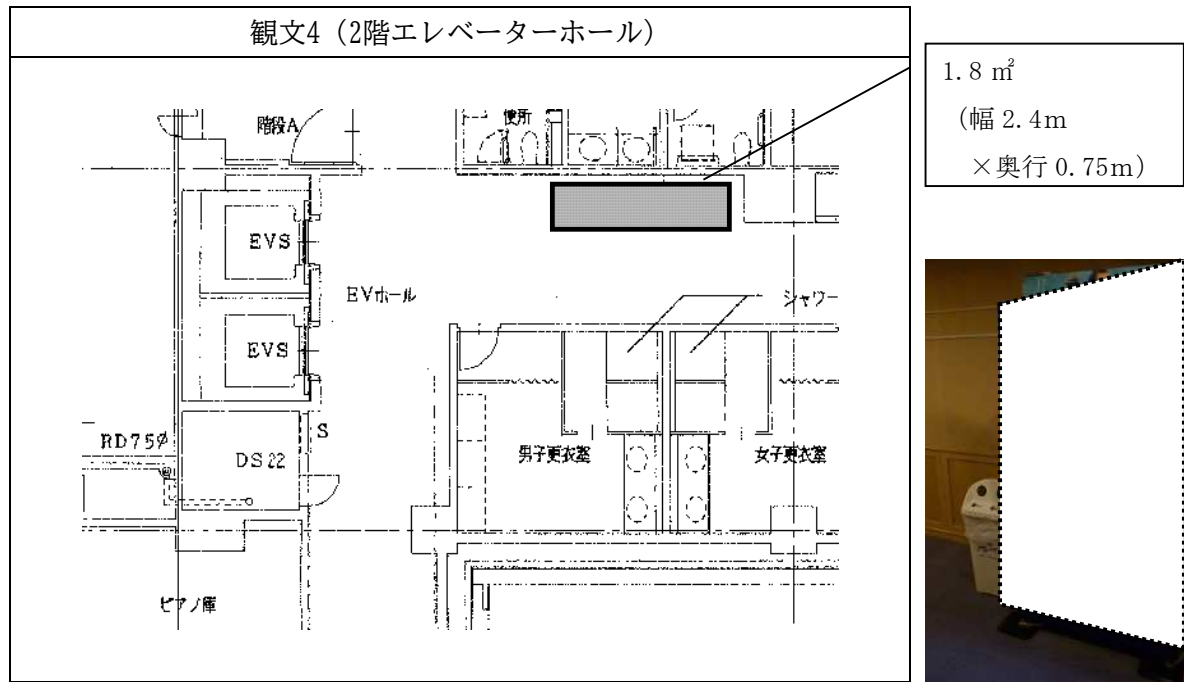
※詳細は、＜設置箇所詳細図＞をご参照ください。

※既存の自動販売機からの交代設置です。

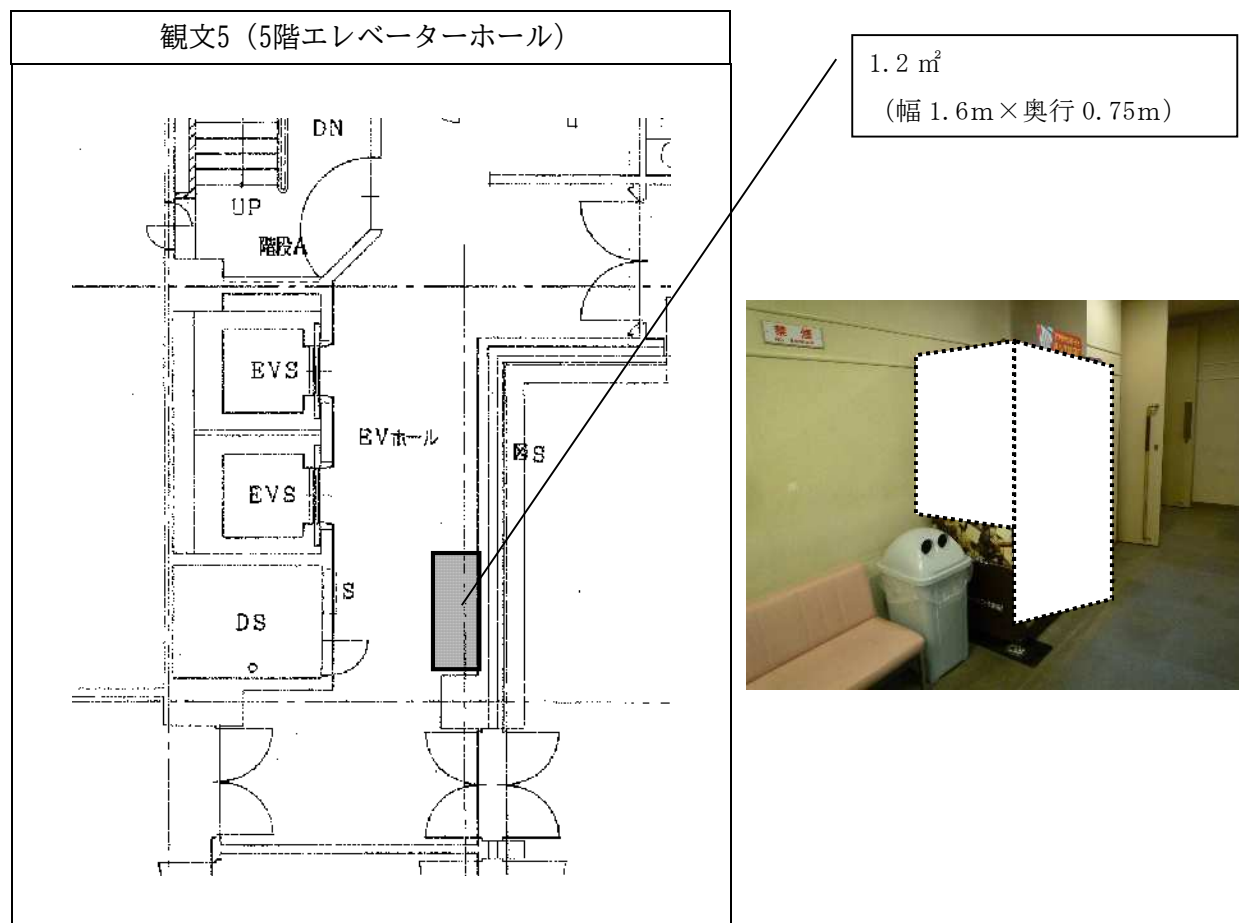
＜現地案内図＞



<設置箇所詳細図>



<設置箇所詳細図>



3 特記仕様

- (1) 電気工事については、既に自動販売機設置予定場所付近にコンセントが設置してありますので、設置事業者において電気工事を負担していただく必要はありません。
- (2) 既存の自動販売機の切り替えとなるため、設置は賃貸人と協議のうえ、令和 8 年 4 月 1 日以降に行うものとします。なお、営業開始が令和 8 年 4 月 2 日以降となった場合においても賃借人は貸付料の減免または返還を求めることはできません。
- (3) 電気料金を計測するための子メーターについては、確認のしやすい場所に設置してください。
- (4) 電子マネーによる決済については、名古屋市交通局とマナカ加盟店契約を締結し、マナカの電子マネーに対応することも可能とします。この場合、電子マネー対応に伴う機器の費用及び契約にかかる諸費用等は、すべて賃借人の負担とします。

4 契約担当課

名古屋市役所観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課（TEL 052-972-3181）

5 参考

令和 6 年 4 月から令和 7 年 9 月の自動販売機の販売実績（設置者申告数）

（単位：本）

	2階エレベーターホール	5階エレベーターホール
令和 6 年 4 月	640	406
令和 6 年 5 月	558	280
令和 6 年 6 月	720	262
令和 6 年 7 月	695	463
令和 6 年 8 月	557	313
令和 6 年 9 月	793	466
令和 6 年 10 月	689	243
令和 6 年 11 月	583	500
令和 6 年 12 月	592	468
令和 7 年 1 月	598	360
令和 7 年 2 月	632	411
令和 7 年 3 月	684	443
令和 7 年 4 月	586	337
令和 7 年 5 月	553	385
令和 7 年 6 月	689	292
令和 7 年 7 月	650	472
令和 7 年 8 月	575	447
令和 7 年 9 月	750	464

公有財産一時使用契約書（案）

賃貸人名古屋市（以下「賃貸人」という。）と賃借人_____（以下「賃借人」という。）とは、次の条項により公有財産の一時使用契約（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 40 条に定める一時使用、以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 賃貸人及び賃借人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時使用物件）

第 2 条 一時使用物件は、次のとおりとする。

物件番号	所在地	施設名称	設置場所	設置可能範囲	設置台数
観文				m ²	台

（指定用途）

第 3 条 賃借人は、一時使用物件を自動販売機の設置のために使用しなければならない。

2 賃借人は、一時使用物件を指定用途に供するにあたっては、別紙共通仕様書及び物件別特記仕様書の内容を遵守しなければならない。

3 賃借人は、一時使用物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し又は貸してはならない。

（一時使用期間及び更新）

第 4 条 一時使用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

2 賃借人は、当初の条件を変更しないことを前提として、令和 9 年 4 月 1 日から 1 年間を限度（最大令和 10 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める賃借人の申請は、各年 11 月末日までに賃貸人に文書で行うものとする。なお、申請が無かった場合は、当該年度の貸付期間をもって契約は満了する。

（貸付料）

第 5 条 貸付料は、総額 金_____円（月額金_____円）とする。

2 賃借人は、前項に定める貸付料を、賃貸人の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年 度	期 間	支払時期
令和 8年度	令和 8年 4月～令和 9年 3月分	令和 8年 4月末日

(第 4 条第 2 項の定めにより契約更新された場合の支払時期)

年 度	期 間	支払時期
令和 9年度	令和 9年 4月～令和10年 3月分	令和 9年 4月末日

3 前項の貸付料は、日数が 1か月に満たない場合は、1か月を30日として日割り計算により算定し、これを支払うものとする。このとき、円未満を切り上げる。

(電気料金の支払い)

第 6 条 賃借人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 賃借人は、当該施設の指定管理者からの請求に基づき、その指定する場所において納期限までに電気料金を支払わなければならない。

(延滞金)

第 7 条 賃借人は、第 5 条第 2 項に定める納付期限までに貸付料を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第 1 項に定める率により算定した延滞金を賃貸人に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 8 条 賃借人が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(契約保証金)

第 9 条 賃借人は、賃貸人に対して契約保証金として金_____円（貸付料総額の 100分の10）を、賃貸人が発行する保証金納付書により、本件契約締結日に納付しなければならない。ただし、賃貸人は契約規則第31条の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第 1 項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、賃貸人は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、賃貸人は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を賃借人に書面で通知するものとし、賃借人は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を賃貸人に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、賃借人は、契約保証金をもって本件契約から発生する賃借人の賃貸人に対する債務の弁済に充当することを賃貸人に請求できない。

6 賃貸人は、本件契約が終了し、賃借人から一時使用物件の明渡しを受けたときにおいて、賃借人に未払いの貸付料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した賃借人の賃貸人に対する債務の未払いがあるときは、明渡し完了時において納付されている契約保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の

債務を控除した残額を賃借人に還付する。

7 賃借人は、賃貸人に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

（届出事項）

第10条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、書面により速やかに賃貸人に対して届けなければならない。

- (1) 賃借人の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき。
- (2) 賃借人の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。
- (3) 一時使用物件が滅失又は損傷したとき。

（契約不適合責任）

第11条 賃借人は、本件契約を締結した後、一時使用物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免又は損害賠償等の請求をすることができない。

（指定期日）

第12条 賃借人は、一時使用物件を、賃貸人が定める日までに第3条第1項に定める指定用途に供さなければならない。

2 賃借人は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前にその詳細な理由を付した書面により賃貸人に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継し、又はその権利を担保に供することができない。

（物件保全義務）

第14条 賃借人は善良な管理者としての注意をもって一時使用物件の維持保全に努めなければならない。

- 2 前項の規定により支出する費用は、すべて賃借人の負担とし、賃貸人に対しその償還等の請求をすることができない。
- 3 賃借人は、騒音、悪臭又は土壌汚染などによって、近隣住民等に迷惑をかけ、又は近隣住民等に損害を及ぼす行為を行ってはならない。
- 4 賃借人は、一時使用物件を使用するにおいて、その近隣住民等から苦情又は要望等があった場合は、自己の責任において速やかに解決をしなければならない。

（調査協力義務）

第15条 賃貸人は、一時使用物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、賃借人は、これに協力しなければならない。

2 賃借人は、10月及び 4月末に、一時使用物件に設置した自動販売機にかかる直近半期分の月別販売数量と月別販売金額を記載した販売実績報告書を賃貸人へ提出しなければならない。

(違約金)

第16条 賃借人は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を違約金として賃貸人に納付しなければならない。

- (1) 第 3条第 1項の定めに従って、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したときは、金 _____ 円（貸付料総額の 100分の30に相当する額（円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本項において同じ。）。）
 - (2) 第12条第 2項の定めに従って、賃貸人の承認を得ることなく、同条第 1項に定める指定期日までに一時使用物件を第 3条第 1項に定める指定用途に供しなかったときは、金 _____ 円（貸付料総額の 100分の10に相当する額。）
 - (3) 第13条の定めに従って、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金 _____ 円（貸付料総額の 100分の30に相当する額。）
 - (4) 前条に定める調査協力義務を怠ったときは、金 _____ 円（貸付料総額の 100分の10に相当する額。）
- 2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第17条 賃貸人は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために一時使用物件を必要とするとき。
- (2) 賃借人が、第 3条第 1項の定めに従って、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 賃借人が、第 5条第 2項に定める貸付料の支払いを 2か月以上怠ったとき。
- (4) 賃借人が、第12条第 2項の定めに従って、賃貸人の承認を得ることなく、同条第 1項に定める指定期日までに一時使用物件を第 3条第 1項に定める指定用途に供しなかったとき。
- (5) 賃借人が、第13条の定めに従って、賃貸人の承認を得ることなく、一時使用物件を第三者に転貸し、本件契約によって生ずる権利義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (6) 賃借人が、第14条第 1項に定める物件保全義務を怠ったために、一時使用物件を荒廃に至らしめたとき。
- (7) 賃借人が、第14条第 3項の定めに従って違反したとき。
- (8) その他賃借人に本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

(期間内解約)

第18条 賃借人は、第 4条に定める一時使用期間中に、賃貸人に対して本件契約の解約を申し入れることができる。この場合、本件契約は、賃借人の解除申し入れ後 2か月を経過したことにより終了するものとし、以降の残余期間に係る既納の貸付料（1か月を超える又は 1か月に満たない端数について

は 1か月を30日とする日割り計算により算定する。) について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付するものとする。ただし、当該申し入れ時に貸付けの存続期間が 2か月未満のときは、貸付期間の満了をもって終了するものとし、この場合、既納の貸付料について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

2 賃借人は、前項の解約申し入れ時において、貸付料の 2か月分（前項ただし書きの場合においては当該存続期間分）に相当する金額を支払うことにより、本件契約を直ちに解約することができる。

（契約の失効）

第19条 天災地変その他賃貸人賃借人いずれにもその責を帰することの出来ない事由によって一時使用物件が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

2 前項により本件契約が失効した場合には、賃貸人賃借人相互に損害賠償の請求はしない。

（原状回復義務）

第20条 一時使用期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、賃借人は自己の費用をもって工作物その他賃借人が一時使用物件に付属させたものを撤去し、一時使用物件を原状に回復して賃貸人に返還しなければならない。ただし、賃貸人が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 賃借人は、前項の定めにより一時使用物件を賃貸人に返還するときは、原状に回復した後、直ちに賃貸人の検査を受け、賃貸人の承認を得なければならない。

3 本件契約が終了したにもかかわらず、賃借人が一時使用物件を返還しない場合は、本件契約終了の翌日から一時使用物件の明渡し完了までの間、賃借人は賃貸人に対して貸付料相当額の使用損害金を支払うほか、賃貸人に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

（貸付料の清算）

第21条 本件契約が、第17条の定めにより一時使用期間の途中で解約された場合において、その原因が同条第 1号によるとき、その他賃借人の責に帰することができない事由によるものであると賃貸人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、賃貸人はこれを賃借人に対して還付しない。

（損害賠償）

第22条 賃借人は、本件契約に定める義務を履行しないため賃貸人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第23条 賃借人は、一時使用期間が満了したとき、又はその他の理由により本件契約が終了した場合において、一時使用物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを賃貸人に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて賃借人の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 本件契約に関して疑義があるときは、賃貸人賃借人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第26条 賃貸人賃借人間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

賃貸人 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
 名古屋市
 代表者 名古屋市長 広沢 一郎

印

賃借人

印

入札参加申込書の郵送

(表 面)

		4	6	0	-	8	5	0	8
切手									
入札参加申込書在中		名古屋市観光文化交流局							
		文化芸術推進課 行							
		名古屋市中区三の丸三丁目1番1号							
必ず朱書きしてください									

※書留又は簡易書留郵便により郵送してください。

※受付期間内に必着するように郵送してください。

入 札 書 の 郵 送 外 封 筒

(表 面)

切手		4 6 0 8 5 0 8	
名古屋市民会館及び名古屋市音楽プラザに おける自動販売機設置に係る名古屋市有地 及び建物の一時貸付 (令和八年二月三日開札) 入札書在中		名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市観光文化交流局 文化振興室文化施設係 行	

必ず朱書きしてください。

※書留又は簡易書留郵便による郵送以外は無効となります。
 ※裏面又は表面左下部に入札者名を記載してください。

入 札 書 を 封 入 す る 中 封 筒

(表 面) ※糊付けし、封印してください。

(入札者名)	(住所又は所在地)	(入札件名)	(物件番号)	(開札日)
名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 太郎	名古屋市中区三の丸〇丁目△番□号	名古屋市市民会館及び名古屋市音楽プラザに おける自動販売機設置に係る名古屋市有地に 及び建物の一時貸付	観文 3	令和八年二月三日開札